

水戸商工会議所に対する「茨城県商工会等職員設置費等補助金」の
交付決定の一部取り消し等について

水戸商工会議所において、標記補助金を不正に受給していたことが判明したため、茨城県補助金等交付規則に基づき補助金の交付決定の一部を取り消すとともに返還を命じたため、下記のとおり公表します。

記

1 不正受給等の概要

(1) 不正受給の経緯

- 水戸商工会議所の職員1名が、水戸商工会議所に対して、バス定期券の写しを偽造してバス通勤と虚偽の申告を行い、平成26年4月から令和5年4月まで、バス利用相当の通勤手当を不正に過大受給。
- 水戸商工会議所は、上記の過大に認定支給した対象職員の通勤手当の一部について、県から補助金を受給。
- 令和5年5月、水戸商工会議所において、上記職員による通勤手当不正受給が発覚したため、県に対して県補助金の不正受給事案の発生を報告。

(2) 補助金不正受給期間 平成26年4月から令和5年3月までの9年間

(3) 補助金不正受給額 (交付決定取消し及び返還を求める額) 540,000円

< 積算・考え方 >

- ・ 通勤手当の補助金額 月 5,000円
- 5,000円/月 × 12か月 × 9年間 = 540,000円

2 処分の内容について

産業戦略部長から水戸商工会議所会頭に嚴重注意するとともに、補助金交付決定の一部を取り消し、返還命令。

- ・ 返還命令額 540,000円
- ・ 返還命令日 令和5年7月7日
- ・ 納付期限 令和5年7月27日

※ 併せて、水戸商工会議所からの返還の後、加算金を請求予定（返還日が7月27日の場合には259,740円）

3 県の再発防止策について

- (1) 商工会及び商工会議所等の関係団体に対し、職員手当の認定状況や認定関係書類の再確認と会計処理全体を通じて不適切な執行がないか再点検するよう依頼。
- (2) 補助金額の確定に係るヒアリングや定期検査において、証拠書類を重点的に確認。

< 参考 >

○経緯

- R5. 5. 17 水戸商工会議所から不祥事の一報。
- R5. 5. 19 茨城県補助金交付規則に基づく立ち入り調査（1回目）
 - 不正受給期間等の確認を指示
- R5. 6. 20 茨城県補助金交付規則に基づく立ち入り調査（2回目）
 - 事案の顛末（再発防止策含め）についての報告を指示
- R5. 6. 22 水戸商工会議所から本件の報告書提出
- R5. 6. 29 産業戦略部長から水戸商工会議所（会頭、専務）へ嚴重注意

○水戸商工会議所の概要

- ・創立 明治29年6月（設置根拠法令：商工会議所法）
- ・所在地 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館3階（連絡先 029-224-3315）
- ・代表 会頭 内藤 学
- ・職員数（令和5年4月1日現在）
 - 常勤役員1名、非常勤役員1名、職員33名（常勤24名、その他9名） 計35名
 - （うち、県補助金対象職員は19名）

○不正受給に係る補助金の概要

「茨城県商工会等職員設置費等補助金」

- ・ 小規模事業者の経営または技術の改善発達を図り、もって小規模事業の振興と安定に寄与するため、県内43商工会及び8商工会議所に対し、人件費など経営改善普及事業に要する経費を、予算の範囲内で交付するもの。
- ・ 令和4年度補助実績額 1,445,874千円（全商工会・商工会議所分）

※ うち水戸商工会議所の実績額は84,492千円